施設名　青梅市民斎場・青梅市火葬場

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質　問 | 回　答　案 |
| １ | 別紙 責任分担表について  物価変動の責任において指定管理者となっておりますが、募集要領12頁 経費に関する事項 (1)  原油価格や物価の高騰などやむを得ないと判断できる場合を除いて原則増額いたしません…とあります。  物価変動の責任については協議という解釈でよろしいでしょうか。。 | 物価変動による経費の増加の要因が指定管理者の責に帰さない場合に限り、協議となります。 |